

平成 20 年 1 月 23 日

各 位

名古屋市中区栄三丁目 7 番 20 号
株 式 会 社 ア ト ム
代表取締役社長 植田 剛史
(コード番号 7412 名証・東証二部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 野原滋公
(Tel: 052-249-5225)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

平成 20 年 1 月 23 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改訂することについて決議いたしましたので、下記の通り改訂後の内容をお知らせいたします(変更箇所は下線を施しております。その他部分につきましては、削除・変更等ございません)。

記

当社は、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定める。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は社是・モットー並びに経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめ全使用人に継続的に伝達することにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の基本方針とすることを徹底する。

代表取締役は、取締役管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

また、当社は、財務報告の信頼性確保および、金融庁より 2006 年 6 月に公布された金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に取締役管理本部長を任命する。取締役の職務に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程に従い、文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し保存する。

取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

代表取締役は、取締役管理本部長をリスク管理に関する統括責任者に任命し、各部門担当取締役と共に、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理本部が行うものとし、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、取締役管理本部長を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命する。取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役及び使用人に説明をもとめることとし、その独立性と権限により監査の実効性を確保するものとする。

以 上